

学校いじめ防止基本方針

福生市立福生第一小学校
校長 高瀬 智子

1 目的

- いじめは人権を侵害する、人間として絶対に許されない行為であることを児童に認識させ、他者を思いやる気持ちを育てる。
- 全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめの解消などに組織的に取り組む。

2 組織

- (1) いじめ対策委員会…校長、副校長、生活指導主任、養護教諭、特別支援コーディネーター
学年主任、スクールカウンセラー
- (2) いじめ対策特別チーム…いじめ防止対策委員会メンバー、当該学級担任
＜必要に応じて＞スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）
教育委員会の担当者、心理や福祉の専門家、子ども家庭支援センター
教育相談室、弁護士、学校医、児童相談所、警察等の外部機関
PTA代表及び学校支援地域組織コーディネーター

3 いじめに関する基本的な考え方

- * いじめは、人間として絶対に許されない行為である。
- * いじめを傍観することも、いじめ行為と同様に許されない行為である。
- * いじめは、全ての児童、学校・学級に起こりうる問題である。
- * いじめの原因や様態は様々である。
- * いじめは、児童の互いを認め合える人間関係と、いじめを許さない学校風土を作ることが、未然防止の観点から重要である。
- * いじめは、学校・家庭・地域・関係機関が一体となって取り組むべき問題である。

4 いじめ防止のための手だて

- ① 定期的ないじめ防止対策委員会の開催
 - ・ 年間7回、いじめ防止対策委員会を開催し、委員間での情報交換と、いじめ防止の指導状況について確認を行い、児童の変化を見逃さないようにする。
- ② 全職員での情報交換
 - ・ 年に2回、いじめを含めた児童理解について、全職員で情報交換の場をもつ。
 - ・ 毎週金曜日の職員朝会で、気になる児童についての情報交換をする。
- ③ いじめアンケートと個人面談、保護者との連携
 - ・ ふれあい月間の月に、「いじめについてのアンケート」を実施し、必要な児童には個別に話を聞く。
 - ・ 6月に個人面談を実施し、保護者と児童の様子の情報交換をする。
 - ・ 日頃の児童の様子で、気付いたことがあれば保護者に連絡をする。
 - ・ 6年生は、3月に中学校への引継ぎ面談を実施し、把握している児童の様子を進学先と情報共有する。
- ④ いじめ防止を目的とした強化月間等を活用し、学校全体や学年・学級単位で生命や人権を尊重する取り組み、いじめ防止に向けた取り組みを行う。
 - ・ 「ふれあい（いじめ防止強化）月間」（東京都・福生市）・・・6月、11月、2月
 - ・ 「人権週間」（法務省）・・・12月初旬
- ⑤ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用
 - ・ 週に一度、スクールカウンセラー（SC）による相談日を設けて、児童が安心して相談できる体制を作る。
 - ・ 一学期にスクールカウンセラー（SC）による5年生全員面接を実施する。
 - ・ 定期的にスクールソーシャルワーカー（SSW）と連携し、地域での児童の様子の情報交換をする。

⑥魅力ある学校づくりの充実

- ・「楽しい授業」「分かる授業」を通して、全ての児童に学習への意欲と達成感を味わわせる。
- ・自尊感情アンケート（東京都）を活用し、児童理解の資料とする。
- ・発達支持的生徒指導の視点を踏まえた取組を行い、児童理解、児童同士の信頼関係の構築を図る。
- ・担任の枠を超えて、児童のよさを認めて褒める。
- ・友達を呼ぶときには敬称をつけることを意識させる。

⑦道徳教育の充実

- ・道徳科を要とし、教育活動全体を通して、生命を大切にすることの心や、互いを認め合い、協力し、助け合うことのできる信頼感や友情を育む。
- ・節度ある言動、思いやりの心、寛容な心などをしっかり育てる。

⑧学級活動の充実

- ・話し合い活動を通じて、いじめにつながるような学級の諸問題の解決を図る。
- ・互いに認め合える活動を通して、児童が自己存在感を味わえるような場を作る。（絆づくり・居場所づくり）
- ・学級経営のOJTを行い、日々の指導に生かす。

☆未然防止のための教育活動の充実

- ・全教育活動を通して、人権教育や道徳教育等の充実を図り、豊かな情操を培い、人権意識や規範意識を身に付けさせる。
- ・道徳科、特別活動、学級活動等と関連付けながら、いじめに関する授業を各学年において年間3回以上実施する。いじめの未然防止、早期発見及び互いを尊重する態度の育成を目的とし、計画的かつ継続的に指導を行う。
- ・実施状況については、いじめ防止不登校対策委員会において確認し、必要に応じて改善を図る。

⑨情報モラル教育の充実

- ・セーフティ教室（5月）で携帯電話やインターネット、SNS等の安全な使い方について外部講師を招き、児童に指導する。
- ・各教科の授業の他、道徳や学級活動などの中でも関連性をもたせながら情報モラル教育に取り組む。
- ・総合的な学習の時間で、活用型情報モラル教材「GIGAワークブック」を活用して、基礎的な使い方やルール、リスク回避や情報の活用方法を学ぶ。

⑩児童会活動の充実

- ・たてわり班活動を活発にし、異学年集団の組織し、望ましい人間関係を深め、集団の一員として協力しようとする態度の育成し、望ましい人間関係を構築していく。
- ・年間を通じ、あいさつボランティアに取り組み、互いに声を掛け合う心情を育てる。

⑪ふっさっ子宣言を活用した学習（全校で一斉に取り組む）

- ・ふっさっ子宣言を活用した学習を通して、いじめを自分事として捉え、いじめ防止に対する意識を高める。また、「いじめは絶対に許されない」という心情を育むとともに、いじめは絶対に許されない児童のいじめ防止に関する取組の一層の推進を図る。

⑫関係機関へのいじめの訴えや相談方法の周知

- ・関係相談窓口資料「いじめなど、困ったときの相談は…」を全児童に配布し、いじめ相談ホットライン、いじめ相談ダイヤル等、電話相談窓口の周知を図る。

⑬「SOSの出し方に関する教育」の推進

- ・「SOSの出し方に関する教育」を高学年において年間1単位以上、指導計画に基づき実施する。

⑭いじめ防止研修の実施

- ・年間3回、「いじめ防止対策」（東京都教育委員会）を活用し、いじめ防止研修を実施し、いじめ防止に対する対応力を高めるとともに、いじめの重大事態についての理解を深める。

⑮学校いじめ防止基本方針の周知

- ・学校いじめ防止基本方針を児童に知らせるとともに、年度初めの保護者会で学校いじめ基本方針について説明する。また、学校いじめ基本方針をホームページに掲載し、地域の方に周知をする。

⑩学校サポートチームとの連携

- ・年に2回、サポート会議を実施し、外部の専門機関と連携を図る。

5 いじめが発見された場合の対応

○ 初期の対応

いじめの訴えを受けた、またはいじめを発見した職員は、学年主任及び生活指導主任に報告する。同時に管理職にも報告する。生活指導主任はいじめ防止対策委員会の職員に報告するとともに、校長から今後の対応についての指示を受ける。また、いじめに関して「情報共有シート」を活用し、いじめの情報を的確に把握し、指導に役立てる。

○ いじめ防止対策委員会の協議

校長はいじめ防止対策委員会を開催し、いじめの訴えや発見の内容を把握するとともに、今後の組織的な対応についての具体的な手だてや役割分担を協議する。

○ 実態把握・解消に向けての対応

いじめ防止対策委員会の協議結果を受け、管理職、生活指導主任、担任を中心にして実態把握・解消に向けて組織的に対応する。被害者・加害者への指導と学級・学年、学校全体への指導を行う。

○ SNS 等における投稿・拡散への対応

- ・SNS 等における誹謗中傷や暴力行為等の動画の投稿・拡散は重大な人権侵害であるとの認識の下、迅速かつ組織的に対応する。
- ・投稿や拡散が確認された場合は、速やかに事実確認を行い、必要に応じて記録を保存する。担任は直ちに管理職及び生活指導主任へ報告する。
- ・必要に応じて教育委員会へ報告し、事案の内容に応じて警察等関係機関と連携する。
- ・当該児童の安全確保及び心理的ケアを行い、二次被害の防止に努める。

○ 事後の支援

当該児童についても、関係児童についても、少なくとも指導以後3か月間の様子を継続観察したり、面談したりして、いじめが解消しているか確認する。

○ いじめの解消の定義

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件を満たしていることとする。

- ①いじめに係る行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月間継続していること。
- ②当該児童が心身の苦痛を感じていないことについて、本人及び保護者への面談等により確認できていること。なお、表面的に行為が止んでいるだけで安易に解消と判断せず、継続的な見守りを行う。また、再発が確認された場合は、改めて組織的に対応する。

6 重大事態への対処

重大事態への対応は、いじめ防止対策推進法及び「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月改訂）」に基づき実施する。

○ 重大事態の意味

- ①児童の生命又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると教育委員会及び学校が認めたとき
- ②児童が相当な期間学校を欠席することを余儀なくされていると教育委員会及び学校が認めたとき

○ 重大事態発生における対応の流れ

- ①重大事態の報告（学校⇒教育委員会）
- ②当該児童の安全確保、不安解消のための支援
- ③調査委員会の設置
- ④当該児童、保護者等に対する調査方針の説明
- ⑤事実関係を明確にするための調査の実施
- ⑥調査結果の報告、関係児童の更生に向けた指導及び支援
- ⑦外部への説明（他の保護者等）
- ⑧調査結果の提供及び報告（教育委員会への報告）
- ⑨調査記録及び会議録を適切に保存する。

7 学校いじめ防止対策委員会の年間活動計画（年度当初）

| 月 | 主な活動 |
|----|--|
| 4 | 児童理解全体会、いじめ防止・不登校対策委員会①、居場所づくり・絆づくりの計画 |
| 5 | いじめ防止研修①（いじめ防止に向けた学級づくり、保護者への説明）、セーフティ教室 |
| 6 | 個人面談、ふれあい月間アンケート調査の実施① いじめ防止・不登校対策委員会②（ふれあい月間アンケート調査の内容の確認） |
| 7 | 地域懇談会、居場所づくり・絆づくりの振り返り、2学期に向けて計画 |
| 8 | いじめ防止研修②（いじめに関する校内研修 重大事態について） |
| 9 | 第一回ふれあい月間アンケート調査で「継続した指導が必要」と判断した児童の様子の情報共有 |
| 10 | いじめ防止・不登校対策委員会③（夏季休業後の児童の様子を情報共有） |
| 11 | ふれあい月間アンケート調査の実施②、 |
| 12 | 児童理解全体会、いじめ防止・不登校対策委員会④（ふれあい月間アンケート調査の内容の確認） 居場所づくり・絆づくりの振り返り、3学期に向けて計画 |
| 1 | いじめ防止・不登校対策委員会⑤（第二回ふれあい月間アンケート調査で「継続した指導が必要」と判断した児童の様子の情報共有）、いじめ防止研修③（いじめに関する校内研修） ふっさっ子宣言を活用した学習 |
| 2 | ふれあい月間アンケート調査の実施③ いじめ防止・不登校対策委員会⑥（ふれあい月間アンケート調査の内容の確認） |
| 3 | いじめ防止・不登校対策委員会⑦（学校いじめ防止基本方針の点検）居場所づくり・絆づくりの振り返り |

8 評価及び見直し

学校いじめ防止基本方針の取組については、年度末に学校いじめ防止対策委員会において評価・検証を行い、その結果を次年度の改善に反映させる。